

「第 67 回全国お茶まつり京都大会協賛イベント」募集要領

1 目的

平成 25 年に開催される、第 67 回全国お茶まつり京都大会（以下「全国お茶まつり」という。）をより一層盛り上げるため、全国お茶まつり実行委員会（以下「お茶まつり実行委員会」という。）では、府内で開催されるお茶に関わる多彩なイベントを、全国お茶まつり協賛イベントとして広く募集します。

承認された事業は、全国お茶まつり協賛イベントとして広報し、ロゴマークや全国お茶まつり実行委員会の後援等の名義を使用することができます。

2 対象事業

- (1) 開催時期：平成 25 年 5 月 1 日（水）から 12 月 31 日（火）まで
- (2) 開催場所：京都府内で開催されるもの
- (3) 主催者：団体、企業、学校、グループ、個人等
- (4) 事業要件：お茶まつり実行委員会が定めた承認基準を満たしたもの

3 承認基準

- (1) 事業が全国お茶まつりの広報に資するものであり、公益性が認められること。
- (2) 事業が公序良俗に反するものでないこと。
- (3) 事業が政治的又は宗教的目的をもって開催されるものでないこと。
- (4) 事業が全国お茶まつりの品位を傷つけるおそれのあるものでないこと。
- (5) 事業が特定個人の売名等に利用するものでないこと。
- (6) 事業が全国お茶まつりの名称を利用して、もっぱら私的な利益を追求しようとするものでないこと。
- (7) 事業に係る入場料等、主催者の徴収する料金が社会通念上かけ離れたものでないこと。
- (8) 事業の実施に当たり、公衆衛生、災害防止等の措置を充分講じていること。
- (9) 事業の実施に当たり、全国お茶まつりのロゴマーク等を活用するものであること。
- (10) その他、全国お茶まつりの開催を府民に広く周知するために特に効果的であると、お茶まつり実行委員会が認めた事業。

4 応募締切

平成 25 年 11 月 29 日（金）まで

※当該事業が実施される期日の遅くとも 1 ヶ月前まで

5 申請手続

主催者は、当該事業が実施される期日の1ヶ月前までに「全国お茶まつり協賛イベント申請書」(様式第1号)をお茶まつり実行委員会事務局へ提出してください。
なお、FAX、メールでも申し込みできます。

6 承認

お茶まつり実行委員会が「全国お茶まつり協賛イベント」として承認した場合は、主催者に対して、申請を受理した日から2週間以内に承認した旨を文書(※ 様式第2号)で通知するとともに、ホームページに事業名等を掲載する等の広報を行います。

お茶まつり実行委員会は、承認した事業の主催者に対して、「全国お茶まつり協賛イベント」で使用するロゴを提供します。ポスター、パンフレット、チラシ等に可能な限り使用してください。

なお、承認基準に反する事項があると府実行委員会が認めたときは、承認を取り消します。

7 実績報告

主催者は、事業終了後2週間以内に事業実績報告書(※ 様式第3号)を提出してください。

※ 様式第2号、第3号は、「全国お茶まつり協賛イベント」に認定された際に、お茶まつり実行委員会よりお送りいたします。

8 その他

- (1) 日程や内容を変更する場合は、速やかに連絡してください。
- (2) 事業に要する経費は、全額主催者が負担することになります。
- (3) 事業実施に必要な許認可等は、主催者において受けてください。
- (4) お茶まつり実行委員会では、事業の準備及び実施に係る事故等の責任を負うことはできません。

9 申請書提出先・連絡先

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府農林水産部農産課内

全国お茶まつり実行委員会事務局「お茶まつり協賛イベント」係

電話：075-414-4966 / FAX：075-414-4974

E-mail：67cha-fest@pref.kyoto.lg.jp